

水道整備事務所建設工事請負等業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道整備事務所（鴻巣支所を含む。）が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託（以下「建設工事等」という。）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 建設工事等の入札・契約事務の適正な執行のため、水道整備事務所に水道整備事務所建設工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会は、予定価格が埼玉県公営企業財務規程第137条の2に定める額を超え、同規程別表第7及び別表第7の2の「決裁区分」欄の課長及び所長欄に記載された金額の案件に係る次の事項を審議するものとする。

- (1) 建設工事等の指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
- (2) 建設工事等の一般競争入札の入札参加条件に関すること。
- (3) 建設工事等の随意契約の業者選定、選定理由等に関すること。
- (4) 建設工事等の低入札価格調査に関すること。
- (5) その他委員長が審議を必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長の職務を代行する副委員長の順は、副所長を第1順位、支所長を第2順位とする。

(運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審議の内容について必要があるときは、委員会の会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(内申等)

第7条 第3条第1項各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その建設工事等を所管する担当課長以上の職位にある者が次の各号の中からその内申等に必要な資料について事務局を経て委員長に提出することにより行うものとする。

- (1) 埼玉県業者情報管理システムを利用した指名選定資料、指名内申説明書及び指名通知（案）
- (2) 一般競争入札の公告文（案）

- (3) 入札参加者選定又は入札参加条件設定の理由書
- (4) 低入札価格調査結果により作成された調査資料
- (5) その他委員長が必要と認めた資料

(決定)

第8条 第3条第1項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、水道整備事務所長が決定する。

(秘密の保持)

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後に水道整備事務所(本所)において自由に閲覧できるようにするものとする。

2 前項の閲覧期限は、閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第7条各号の資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 第7条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、水道整備事務所(本所)の総務用地担当が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要事項は、水道整備事務所長が定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 埼玉県水道整備事務所工事請負等業者選定委員会設置要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。

3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

6 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

	職 名
委 員 長	所長
副 委 員 長	副所長
副 委 員 長	支所長
委 員	総務用地担当部長
委 員	浄水場施設担当部長
委 員	送水施設担当部長
委 員	機電設備担当部長(本所)
委 員	浄水場・送水施設担当部長
委 員	機電設備担当部長(鴻巣支所)